

妖怪のような「新学力観」(下)

——ふたたび「講座資料」をよむ——

八木 三男

(3) 「新学力観」は新指導要領と矛盾する

この小論の(上)でとりあげたように「講座資料」は、子どもが習得すべき「基礎的・基本的内容」を、なによりも「子供の自己実現に生きて働く思考力、判断力、表現力などの資質や能力」と規定し、「これらの教育においてその中核をなすもの」といってきた。したがって、学習指導は「子供が自らの力によって獲得することが基本」になり、「新学力観」は「教師の指導観や子供の学習観の転換」だということになった。「基礎的・基本的内容」を「子供の自己実現に生きて働く」「資質や能力」としてしまえば、当然のこと

ながら子どもひとりひとり「基礎的・基本的内容」が異なることになり、「講座資料」ではそれを「弾力性や多様性」といい、教育上「不可欠」なものとしたのである。

そのうえで「これからの教育においても知識や技能は重要であるが、それは子供たちが生きていくために役に立ってこそ意味をもつものである」といい、「教育する側に立ち、指導する必要がある一定の知識や技能を中心としたもの」を教育の「中核」からはずした。端的にいうと、これは小学校課程の学習でわからない者がでても仕方がないのだ、それよりも「興味」や「関心」があって、いまじたいと思っっていることが実

現すること、すなわち自己実現することが何よりも大切だ、と文部省が公式に表明したということである。

「自己実現」についてなぜわたくしが敢えてこのように単俗ない方をしたか。それは文部省が「知識や技能」をいかにも単俗にとらえているからである。

一旦獲得され体系化された「知識や技能」はそれ自体が認識であると同時に、さらに個人の意志や興味が加わることによって認識が発展するのである。しかし、いまここで問題になっているのは、小学校における「知識や技能」のことである。

小学校における「知識や技能」とは、たとえば、足算や掛算、分数や度量衡、ひらがなやカタカナのことである。漢字の多くが低学年の学習課程に降り、しかもその総量が増え、いささか習得に困難が生じていても、漢字は日常生活に不可欠の文字である。それらを正確に身につけることはどの子どもにとっても「生きていくために役に立」つ立たないレベルの問題ではない。一般に知識や技能の「基礎的・基本的内容」が役に立たないことはあり得ない。それを文部省は敢えて「知識や技能は重要であるが、それは子供たちが生きていくために役に立ってこそ意味をもつものである」といったのである。

これを高校や大学における「知識や技能」に当てはめてみても、文部省の議論は単俗すぎて、噴飯物であ

ろう。体系化された「知識や技能」の習得はそれ自体莫大な意味をもつ。具体的な事態や局面にあたっては、いままで獲得した「知識や技能」を土台に誰もが正確に「学びなおす」ことによって、新しい局面を開くのである。これが習得すべき「基礎的・基本的内容」の意味である。

文部省は「新学力観」を一九九一年三月二十日付の文部省初中局長の各都道府県教育委員会あて「通知」「小・中学校当の指導要録改訂について」のなかで、「新指導要領が目指す学力観」と定式化した。

それでは「新指導要領」は文部省の「講座資料」がいうように、子どもたちが「新しい課題に進んでかわり、自ら考えたり、判断したり、試みたり、表現したりすることを基軸にして展開され」るために、正確に「関心・意欲・興味」を基軸に、順次「理解・知識・技能」の修得へと展開されているのだろうか。

試みに、六学年の「社会」の「内容」の項を見てみよう。

「内容」は(1)日本の歴史(一二項目)(2)日本の政治や憲法(三項目)(3)日本の経済や文化(二項目)、計一七項目になっているが、歴史の最初のイントロダクション的項目に「自分たちの生活の歴史的背景に関心をもちとともに、我が国の歴史を学ぶ意味について考えること」とあるほかは、すべての項目が「…を調べ

て、…を理解すること」になっている。「大陸文化の摂取や大化の改新、大仏造営などの様子について調べて、天皇を中心とした政治が確立していったことを理解すること」といった具合である。

これらは一・二学年の「生活」の「内容」の文言と著しく対象的である。

「生活科」の「内容」は一、二年ともすべて「…できるようにする」になっている。「健康に気を付けて生活することができるようになる」「生き物への親しみをもちそれを大切にすることができるようになる」「みんなで遊びなどを工夫することができるようになる」「人々に感謝の気持ちをもち、意欲的に生活することができるようになる」といった具合である。

「生活科」というのは、「具体的な活動や体験を通して」「自分自身や自分の生活について考えさせる」（指導要領）それ自体何らの体系をもたない学科であり、教師も体系的な指導をしない建前になっているから、おそらく指導上は「関心・意欲・態度」「思考・判断」を直接的に重んじる「新学力観」にもっとも適合した科目といえるだろう。

実際に「講座資料」は「新しい学力観に立つ教育においては、『関心・意欲・態度』及び『思考・判断』の育成を学力の基本としている。…これらの観点が『技能・表現』及び『知識・理解』の観点より重視される

べきものと考えられる」と明言しており、六学年の「社会」のように「指導内容」を「理解」することに重点をおくのは、「新学力観」と矛盾することになる。

こう見てくると、「新学力観」というのはさしあたりすべての教科の「生活科」化ということになるだろう。

しかも、さきにいった「生活科」の「指導内容」といえば「人々に感謝の気持ちをもち、意欲的に生活することができるようになる」といった文言を実現するとすれば、いきおい最終的には道徳教育にいきつくように思われる。そうなれば「生活科」も、子どもたちが「新しい課題に進んでかわり、自ら考えたり、判断したり、試みたり、表現したりすることを基軸にして展開され」（講座資料）なければならない「新学力観」の指導理念と矛盾することになる。

このように「新指導要領」と「新学力観」が矛盾するとして、一方の「指導要領」を文部省は法的に拘束力があるとしており、真面目に考えたら、文部省の「新学力観」による強力な学校に対する行政的指導はいかにも奇態といわねばならないだろう。つぎの「日の丸」「君が代」問題になるとさらに事態は深刻である。

(4) 「日の丸」「君が代」と「新学力観」

「新指導要領」で「日の丸」「君が代」を「国旗」

「国歌」としたのは周知の事実だが、六学年の「社会」の「内容の取扱い」のところでは、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」とあって、ここでは生徒に「理解」させることが目標になっている。

「特別活動」では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあり、文部省流では「するものとする」は「しなければならぬ」と解され、義務であるとしている。しかも、それら「儀式的行事」は「厳粛で清新な気分を味わうような活動にならなければいけないことになっている（特別活動）。

しかし、「国旗掲揚」「国歌斉唱」も義務づけられているのは「指導」であって、その実施ではないと解することもでき、学校行事としての「儀式」等は、当の指導要領でも「学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や児童の発達段階などを考慮」することになっており、一律に「厳粛で清新な気分を」を強制することには無理がある。

昨年十月の県立柏崎定盤高校創立九十周年記念式典で事件がおき、同校の一教諭が県教委から文書訓告を受けた。事件の概要は以下のである。

あらかじめ同校のPTA、同窓会、学校の三者によ

って決められていた式次第を、直前になって校長が独断で変え、「国歌斉唱、物故者に黙禱」をいれた。式が進行して教頭が「国歌斉唱」といったとき、一教諭が「それはやらないことになっています」と発言した。ついで、「物故者に黙禱」で、来賓として出席していた関昭一県教育委員長が「生徒起立」と来賓席から生徒を直接指導した。

県教委の訓告理由は「校長の指示に反する抗議を行った」「厳粛で清新な雰囲気を阻害した」等であった。直接生徒を指揮した関県教育委員長の行為の違法不当性はいうまでもないが、「厳粛で清新な雰囲気を阻害した」ことを理由としたこともいかにも不当である。PTAや同窓会が参加して決めたものを校長独断で変更するのも常軌を逸している。

その後本年二月の県議会で自民党県議の質問に答えて、同委員長はつぎのように答弁した。「公立学校における教育は、学習指導要領に沿って行われるべきものであり、入学式、卒業式などの学校行事においては国歌、国旗の指導を行わなければならないものとされており、申すまでもなく、公立学校の教職員は、法令を遵守しなければならない立場にあり、個人の思想、信条の如何にかかわらず学習指導要領に従って指導しなければならない業務を負っているものであります。」

指導要領は文部省が官報に告示することによって法的拘束力が生じるといつているにすぎず、いわんや関氏がいのように、指導要領の一言一句が「法令」になり得るものではない。

いずれにしろ指導要領が、「国旗や国歌の意義を理解させる」ことを筆頭に、いたるところで「理解させる」としながら、一方の「新学力観」では「理解・知識・技能」を軽視し、PTAや同窓会との協議内容に沿って発言した教師を「厳肅で清新な雰囲気阻害した」ことを理由のひとつにして不当に「処分」しながら、一方で「子供の考え、夢や希望などの思いや願いに基づいて、新しい課題に進んでかわり、自ら考えたり、判断したり、試みたり、表現したりすることを基軸にして展開」する「新学力観」による学習指導を教師に課そうとしているわけで、今風にいえばまことに「嘘っぱく」自家撞着もはなはだしい。

(5) 実は「できる子」と「できない子」の早期の選別

一九八七年の「教育課程審議会答申」は「これからの学校教育は、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する必要がある」といったうえで、「児童生徒の発達段階にに応じて必要な知識や技能を身に付けさせることを通して、思考力、判断力、表現力などの能力の育成を学校教育の基本に据

えなければならぬ」といった。

さらに、「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる必要がある。」「それを基盤にしながら、一人一人の幼児児童生徒の個性を生かすよう努めなければならない」としたのである。この議論はまともであり、正当でもあろう。

ところが、文部省の「講座資料」は全く異なり、「教育課程審議会答申」を真つ向から否定する。

「これからの学校教育においては、激しい変化が予想されるが、どのような方向へ変化するかが予測できない社会において、子供たちが生きていくことができる資質や能力の育成を重視していかなければならない。」そのためには「これまでのような知識や技能を共通的に身に付けさせることを重視する教育から、子供の側に立ち、子供が自ら考え主体的に判断し、表現したり行動したりできる資質や能力の育成を重視する教育へと、その基調の転換を図る必要がある。」

「講座資料」では、「答申」にあった「必要な知識や技能を身に付けさせることを通して」「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる必要」が意識的に削除されている。また、「基礎的・基本的な内容」を「理解・知識・技能」とした「答申」や「指導要領」（総則）の文脈をあえて「資質や能力」に置き換えた。

すでに明らかである。文部省は国民として必要とされる基礎的・基本的な内容である知識や技能をどの子にも身に付けさせることを「新学力観」という行政指導を通じて完全に否定したのである。

「どの子にも一〇〇点を」を標榜して奮闘した誠実な教師たちも現実には過密な授業内容のなかで多くの子たちを「落ちこぼ」さざるを得なかったわけであり、また「落ちこぼさない」方策も立たないでいた。教師の、また子たちの苦悩は深刻である。

それでも、どの教師も丁寧に教えたい、楽しい授業がしたいと願い、子どもたちは「勉強ができるようになりたい」「楽しい授業を受けたい」と意欲を燃やしている。

にもかかわらず、文部省は受験競争の現況をそのままにし、すべてに効率主義を貫き、いっそう教育における多様化を推進するわけであるから、実際には「新学力観」は「子どもの個性や創造性」の重視に名を借りた小学校段階というきわめて早期からの厳しい選別ということになるろう。

五、まとめにかえて

「講座資料」を読んできわめて奇異に感じることは、子どもたちの学習権をはじめとして、いかなる子どもたちの権

利についても一言も言及がないことである。

「子どもの権利条約」がさきの国会で批准されたが、この「条約」は権利主体としての子どもに、子どもであるための固有の権利と、尊厳ある人間としての市民的権利を、その生存・保護・発達・参加にわたって包括的に保障している。重要なことは「条約」であるために、その内容に違背する下位の国内法の改訂を余儀なくされることである。

たとえば、指導要領が「君が代・日の丸」の指導と掲揚を強制している問題で、文部省は事実上子どもにも強制し、拒否した場合引きつづき「指導」を加えるとしている。しかし「条約」一三条は子どもに「表現の自由」の権利を保障し、「その制限は、法律によ」と明確に定めており、一般に政府の「指導助言的文書」と考えられている「指導要領」を根拠に「日の丸・君が代」を子どもに強制することはできない。「校則」ならなおさらである。

「講座資料」がいう「子どもが……主体的に判断し、表現したり、行動したりできる資質や能力」を育成するためには、「権利条約」がいう手続規定としての「意見表明権」や表現の自由等を保障する「権利主体としての子ども」観の確立が不可欠である。

権利保障と「新学力観」については他日を期したい。

(やぎ みつお) さいがた県民教育研究所所長